



学校の新たな生活様式 新型コロナウイルス感染症拡大防止策に伴い

教育長 菊地良夫

新型コロナウイルス感染症拡大防止策のため、令和2年3月2日(月)から学校は突然の休業となりました。国の方針では「春休みまで」とのことでした。この間、入学試験や卒業式もあるいは修了式など子どもたちの将来の進路を決定する重要な試験や学校にとって最も重視すべき学校行事がありました。

ところで、卒業を迎えた中学3年生は、卒業式や小学校の入学式が東日本大震災の影響で十分な式典ができなかった年代であることを覚えているでしょうか。そして、今回も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中学の卒業式も簡素化になってしまう恐れがありました。

そこで、野木町では国の「春休みまで」との指定期間を鑑みて、感染が落ち着くであろうと考え、春休みに入る前々日に実施すれば、保護者、在校生、教職員の出席のもとで卒業式が挙行できるだろうと考えました。これは野木町だけでした。とても素晴らしい卒業式ができたとの学校からの報告を受けました。思い出に残る卒業式となったことをとても嬉しく思いました。

ところが、4月に入ってもこの新型コロナウイルス感染は止まることなく増え続けました。入学式は縮小して挙行し、3日間登校しましたが、休業せざるを得ない状況になってしまいました。ついには「緊急事態宣言」が発出されるという異常事態となりました。学校の再開の期日が何度も何度も延長となりました。2週間ごとに臨時教育委員会及び臨時校長会を開催し、刻々と変化する事態に対応してまいりました。感染症拡大防止のため慎重を期したため学校再開の判断が遅くなり保護者等皆様には多方面にわたりご迷惑をおかけいたしました。

学校再開の6月1日は学校の感染拡大防止のため、新たな学校の生活様式が求められます。そこで、5月25日から分散登校を実施し「新たな学校生活様式」を確認することといたしました。



<主な新たな学校の生活様式>

(児童生徒の最低限の主な防止策)

1. できるだけ3密にならないように意識する。
2. 自宅で検温、健康チェックをしてから登校する。
3. 朝の健康観察をチェック表をもとに徹底する。
4. マスクを着用する。
5. 手洗いうがいをまめにする。手洗い後は消毒する。
6. 食事中はあまり話さず、机にはハンカチをおく。

(教職員等の最低限の主な防止策)

1. 3密を避けるよう指導する。
2. 自宅で検温、自己健康チェック表を提出する。
3. 朝の児童生徒の健康チェックを徹底する。
4. マスク着用。個別指導ではフェイスシールドを装着などの対応をする。
5. 手洗い、うがい、手の消毒を徹底する。
6. 教室等の換気を定期的に行う。冷房中でも。
7. 給食配膳は、飛沫感染や接触感染に十分注意し指導も徹底する。
8. 体育等(部活動を含め)での熱中症防止のため、臨機応変にマスクを外し指導をする。

上記のように主なものを示しましたが、これだけでも大きな変化となります。児童生徒は勿論のこと教職員も気遣い等でご苦勞されることと思っておりますが、これからは「ウィズコロナ」という観点で生活をしていかなければならないと思っております。

また、感染者等に対する人権侵害がないように、各学校へは人権教育の徹底を指示しております。保護者・地域の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと思っておりますので今後ともご協力ご支援をよろしくお願いいたします。

(児童生徒の「学びの保障」について)

新型コロナウイルス感染症対策として、4月11日から5月31日まで臨時休業となり、授業時数が大幅に削減されました。

授業時数を確保するために、今年度は、1学期終業式を7月31日(金)、2学期始業式を8月17日(月)として、大幅に夏休みを短縮することといたしました。それにより、休業となった31日間のうち18日は確保することができます。夏休みを短縮することで、国が定める年間の標準時数を確保することができます。

しかし、3月の臨時休業による未履修となった学習等の時間も必要となります。小学校においては、毎日の朝の活動等の時間を教科の指導の時間としたり、中学校においては、1週間の内数日を7時間授業として学習を進めていきます。その際、児童生徒一人一人の学習状況を適時把握し、学習内容が不十分な児童生徒には、個別に補習するなどの対応も行い、学習内容の確実な習得につなげます。

今後、再び臨時休校となり授業時数が削減された場合には、より限られた授業再開となりますので、協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し効果的に指導を進める工夫もしていきます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動の実施につきましては、学校・家庭・地域の連携が欠かせません。今後もご協力をお願いいたします。

児童生徒の学習について不安なことがありましたら、各学校にご相談ください。

社会教育施設の利用再開について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月11日から5月31日まで社会教育施設を臨時休館いたしました。

社会教育施設の利用を再開するに当たりましては、利用休止期間に引き続き十分な警戒を行い、感染対策に万全を期する必要があると考えております。

この度、緊急事態宣言が解除されたことから、6月1日より利用人数や利用方法に制限を設け、利用を一部再開することといたしました。また、ご利用に当たりましては、各団体のガイドラインを遵守し、活動することをお願いしたところでございます。

今後につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら、町民の皆さまの安全を第一に考え、施設の制限を順次緩和していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※社会教育施設・・・公民館・郷土館・体育センター・武道館・
弓道場・ホフマン館・図書館・エニスホール・
総合運動公園及び町貸出グラウンド

